

■議案第74号 四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

本町の議員の報酬の額は、平成25年7月に一部の改正はあったものの基本的な額については、平成18年3月の町発足以来、約12年間改正されていない状況にあります。

この間、議員の定数は、合併後の選挙から26人であったものを、現在までに18人に削減し、さらに次期からは16人になることが決定しています。

議員については、町民全体の代表者・奉仕者であり、定数の削減は、議員一人当たりの責任が重くなったといえることができます。

また、議会において本町の方向性等を論議するにあたっては、子育て世代の意見を反映させる必要があることから、議員活動のみで生活ができる報酬額とするべきであると考えています。

他の自治体においても議員定数の削減は行われており、その際には、報酬額の改正も合わせて検討されている状況がありますが、本町においては、報酬額は一部の改正のみとなっており、議員定数が、合併当時の3分の2以下となることが決定したこの度、報酬額の改正を行うものです。

このことについては、平成30年10月18日に開催された四万十町特別職報酬等審議会において審議され、委員からは現在の議員活動の状況等からは改正後の報酬額が高額となり過ぎるという意見もありましたが、今後の議員自身のレベルアップ、議員活動の拡充、さらには今まで以上に責任感を持って職務を遂行していただくことによる地域の活性化、執行部との議論等も是々非々で対応していただくことを期待するということで、改正内容については適当であるという答申をいただいております。また、先月15日まで実施した意見公募手続においても特に反対意見が提出されなかったことから今回提案するものです。

なお、全国的に議員のなり手不足が心配されていますが、今回の改正により、少しでもその解消につながればと考えています。

【改正内容】

区 分	報 酬 の 額 （ 月 額 ）		増 加 額
	改 正 案	改 正 前	
議長	310,000 円	283,000 円	27,000 円
副議長	270,000 円	228,000 円	42,000 円
常任委員長	265,000 円	213,000 円	52,000 円
議会運営委員長	265,000 円	213,000 円	52,000 円
議員	250,000 円	205,000 円	45,000 円

施行日 ： 平成31年2月11日

【新旧対照表】

改正後	改正前
○四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 平成18年3月20日条例第34号 (趣旨) 第1条 略 (議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>310,000円</u> 副議長 月額 <u>270,000円</u> 常任委員長 月額 <u>265,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>265,000円</u> 議員 月額 <u>250,000円</u> (議員報酬の支給方法) 第3条 略 第4条～ 略	○四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 平成18年3月20日条例第34号 (趣旨) 第1条 略 (議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>283,000円</u> 副議長 月額 <u>228,000円</u> 常任委員長 月額 <u>213,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>213,000円</u> 議員 月額 <u>205,000円</u> (議員報酬の支給方法) 第3条 略 第4条～ 略

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

(議員報酬、費用弁償及び期末手当) 第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
